

第1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書受付日

令和8年1月19日

3 請求の内容

請求人から提出された岐阜県職員（知事）措置請求書（以下「措置請求書」という。）の請求の要旨は、概ね以下のとおりであった。また、請求人から同月27日に事実証明書の一部差し替えの申し出があり、さらに、2月12日には、措置請求書の一部訂正及び追加並びに再度の事実証明書の一部差し替え及び追加の提出があったため收受した。なお、請求書の記載について、監査委員より補正が必要として補正書の提出を求めたところ、同日に補正書が提出され收受した。

(1) 請求の要旨及び理由

ア 請求の要旨

県が、土地改良法第132条（報告の徴収及び検査）及び第134条（違反行為に対する措置・違反役員解任等）に基づく曾代用土地改良区（以下「土地改良区A」という。）に対する指導監督・検査及び違反役員等への措置（以下「指導監督等」という。）に関する権限を適正に行使せず放置してきたことは制度的不作為である。

本件請求は、このような制度的不作為を前提として行われた「弁護士報酬の公金支出」「職務怠慢状態にあった関係職員に対する勤勉手当の支給」という二つの財務会計行為の違法性及び不当性について、地方自治法第242条1項に基づき、監査及び必要な措置を求めるものである。

イ 請求の理由

(ア) 請求人は、土地改良区Aの組合員である。請求人は、法令遵守を欠いた不健全な運営を続け、決済金等損害が続く土地改良区Aについて、平成26年頃から再三再四、改善要求書を岐阜県に提出し、土地改良区Aの運営改善を求めてきたにもかかわらず、県は、検査時の不明事項の調査・究明を怠り、検査後に必須の調査及び指導監督等の未実施などにより、土地改良区Aを改善する職責を果たさない状態が常態化して違法性を見逃し続けていた。

その結果、土地改良区Aでは運営が是正されないまま損害が拡大し、組合員に対する賦課金負担の増大という損害が生じている。

- (イ) 請求人は、土地改良法に基づく土地改良区Aに対する県の指導監督等に関する権限が適切に行使されなかった結果、請求人が損害を被ったとして、県を被告として訴えを提起しているが、請求人が提起した訴訟は、県が本来職務を適正に遂行していれば生じなかったものである。最高裁判所は、行政の裁量権行使であっても、その前提となる事実には重大な過誤がある場合や、原因行為を自ら作り出した場合には、裁量権の逸脱・濫用として違法となり得ることを明確にしている。本件においては、土地改良区Aに対して長年、指導監督等の職責を行使してこなかった経過を検証しないまま、職員自身の職務怠慢及び制度的不作為を隠蔽・正当化する目的で公金により弁護士を選定しており、裁量権の範囲を逸脱し、地方公共団体の財務会計法規上の義務に反する違法な支出となる。
- (ウ) 上記のような土地改良法第132条、第134条並びに地方公務員法第30条、第32条に違反する職務怠慢状態を勤務成績評価に反映させることなく関係職員に対し勤勉手当を支給することは、勤務成績に対する報償を目的とする勤勉手当の制度趣旨に反し著しく不当である。

(2) 請求対象者

- ① 岐阜県農政部農地整備課及び中濃農林事務所の関係職員（計24人）
補正書の記述から、次の者（以下、「対象者」という。）であると解した。
- 【令和6年度】
- 農政部幹部：B、C
農地整備課：D、E、F、G、H、I、J、K
中濃農林事務所：L、M、N、O、P
- 【令和7年度】
- 農政部幹部：Q、R
農地整備課：S、T、F、G、H、I、K、U
中濃農林事務所：V、W、X、Y、P
- ② 弁護士報酬・勤勉手当の支出負担行為及び支出命令を行った支出決定権者
- ③ 上記職員に対する指揮監督責任を有する岐阜県知事

(3) 対象となる公金支出（以下「本件財務会計行為」という。）

- ① 令和6年(ネ)第858号損害賠償請求控訴事件（以下「本件控訴審」という。）に対する訴訟委任費用（以下「弁護士報酬の支出」という。）
- ② 土地改良法第132条及び第134条に基づく指導監督等に関係した職員に令和7年に支給された勤勉手当（以下「勤勉手当の支給」という。）

(4) 求める是正措置

- ① 指導監督等の職責を長年にわたり行使しなかった経過を前提とせず、又は検証しないまま行われた弁護士報酬（着手金33万円）の公金支出は違法かつ不当であるため是正すること
- ② 職務怠慢状態を勤務成績評価に反映させることなく、関係職員に対し勤勉手当を支給することは勤務成績に対する報償という制度趣旨に反し不当であるため是正すること
- ③ 上記①②の不当な公金支出により岐阜県に損害を与えた関係職員及び支出決定権者に対し、損害賠償請求又は不当利得返還請求を行うこと
- ④ 本件支出の前提となった土地改良法第132条及び第134条に基づく県の指導監督等に関する権限が適正に行使されていたか監査し、改善・再発防止のため是正措置を講ずること

(5) 事実証明書（省略）

証拠1から証拠16の提出があった。

また、証拠7については、令和8年1月27日及び2月12日に差し替えの提出があり、証拠8については、請求人により一旦取り下げられたが、2月12日に新規証拠として提出があった。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年2月25日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出があり、陳述の要旨はおおむね以下のとおりであった。陳述には、同条8項の規定に基づき関係職員が立ち会った。

(1) 陳述

ア 住民監査請求の趣旨

監査委員には、土地改良区Aやその他の改良区に対する県の検査や指導が、本当に改善に繋がっているのかを確認していただきたい。

県が土地改良区Aの検査をしたかどうかではなく、損害が長期間続いている可能性がある以上、損害や法令を遵守しない不適切な対応は改善されているのか、それを防ぐ仕組みが十分に機能しているのかどうかは、確認されるべき重要な点である。請求人が提起した裁判では、原告適格の点のみが判断され、県の検査体制そのものが適切かどうかは審議されなかった。だからこ

そ、監査委員には県の制度設計等、指導監督、検査が実際に土地改良区Aの財務改善という結果に繋がっているのか客観的な監査をお願いしたい。土地改良区Aの個別の問題としてではなく、全体の問題ととらえて制度の実効性という観点から、事実に基づき監査をしていただきたい。

イ 本件控訴審にかかる弁護士報酬の支出の違法又は不当性について

職員が自己の制度的不作為の結果の処理のために行った支出は、少なくとも、財務会計上著しく不当である。

県が本来行うべき指導監督を長年実効的に行使していれば、このような紛争は発生せず、請求人は提訴をする必要もなかった。請求人は県に何十回と改善要求文書又は口頭で改善を求めているが、いまだに改善されていない。弁護士を選任することは一般論としては適法であると思うが、職員が職責を果たしていれば、弁護士報酬の支出は発生していないのであるから、結果として著しく不当な支出といえる。

ウ 令和7年勤勉手当の成績評価対象期間における関係職員の特定制度と職務怠慢状態について

請求人は平成27年頃から土地改良区Aの改善要求をしてきているが、一切改善されていない。そのため、すぐにでも検査要領の見直しや違反職員への措置並びに検査を行うべきである。対象者については、農地整備課と中濃農林事務所の事務分担がどうなっているかわからないが、これまで行った公文書公開請求から土地改良区Aの検査は農地整備課と中濃農林事務所が合同で行っており、指導監督は中濃農林事務所が行っているのではないかと考えている。

請求人は、土地改良区Aに対する県の対応について、県を被告として訴えを提起し、令和6年10月頃には名古屋高等裁判所に控訴している。土地改良区Aが不健全な運営で損害が発生していることや、県が指導監督等の職責を果たしていないこと等について、名古屋高裁に証拠書類を提出しており、県はその書類を読んでいるはずなのに、何も対応していないことは職務怠慢であり、勤勉手当を支給したことは違法又は不当である。

(2) 新たに提出された証拠

ア R8年1月22日付文書回答の(1)～(6)の検証および再度の改善要求(土地改良区A)

イ 令和6年度第4回理事会議事録(土地改良区A)

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象機関

下記財務会計行為に関連する事項及び機関を監査対象とした。

(1) 本件控訴審に対する訴訟委任費用に係る県費の支出

法務・情報公開課、農地整備課、中濃農林事務所

(2) 令和7年に対象者に支給された勤勉手当（6月、12月支給分）に係る県費の支出

人事課、総務事務センター、農地整備課及び中濃農林事務所の関係職員（B他23人）

2 監査の実施方法

人事課、法務・情報公開課、総務事務センター、農地整備課及び中濃農林事務所に対して、関係書類の提示を求め、確認を行うとともに、関係職員から説明を受けた。また、請求人の主張等に対する法務・情報公開課、農地整備課の見解等を文書で確認した。

（監査実施期間：令和8年2月16日から令和8年3月19日まで）

第3 監査の結果

1 確認した事実

(1) 土地改良法第132条及び第134条の指導監督状況について

ア 定期検査の実施について

岐阜県では、岐阜県土地改良区等検査実施要領(以下、「検査要領」という。)第5(1)に基づき、土地改良区に係る定期検査を3年に一度実施している。土地改良区Aにおける検査は、農地整備課及び中濃農林事務所が実施しているが、検査結果に基づき土地改良区Aが講じた措置の改善確認は中濃農林事務所によって行われる。過去10年の検査実績は下記のとおりであった。

検査年度	検査日	検査結果通知	改善報告日
平成29年度	平成29年8月23日	平成29年12月26日	無し ※令和元年度特別検査において改善状況確認
令和2年度	令和2年9月23日	令和3年1月15日	令和3年3月5日
令和6年度	令和6年5月30日 5月31日	令和6年8月5日	令和6年9月19日

イ 特別検査の実施について

特別検査は検査要領第5（2）に基づき、知事が特に必要と認めた場合に行われる。土地改良区Aにおける特別検査は過去2回下記のとおり実施されている。

検査年度	検査日	検査結果通知	改善報告日
平成27年度	平成28年2月24日 3月23日	平成28年3月31日	平成28年11月29日 12月14日 平成29年1月25日
令和元年度	令和2年2月5日 2月6日 2月18日 2月27日 3月5日	令和2年3月30日	令和2年6月10日

(2) 本件控訴審に係る一連の流れについて

ア 本件控訴審の第一審について

(ア) 本件の原審（令和6年（ワ）第160号損害賠償請求事件）は、請求人が、令和5年12月26日に、県を被告として、請求人の損害（3,072円）及びこれに対する令和4年4月1日から支払済みまで年3%の割合による金員の支払を求め、国家賠償法第1条第1項に基づき提起されたものである。令和6年10月16日に判決（以下、「原判決」という。）が言い渡された。

(イ) 原判決では、県が土地改良区Aに対し指導監督等の職責を果たさなかったことにより請求人に損害が発生したという請求人の主張に対し、下記のとおり判断された。

本件改良区は、それ自体が法人格を有し（土地改良法13条）、構成員（組合員）から独立して財産権の帰属主体となり得る上、代表機関（理事）や意思決定機関（総会等）を有し（同法18条以下）、自ら訴訟提起等することによってその権利の実現を図ることもできるものであるところ、仮に被告の違法な不作為により本件改良区に損失が生じたとしても、そのことをもって、本件改良区の組合員たる原告個人の権利又は法律上保護される利益が侵害されたということはできないし、原告個人が原告の主張するような損害（本件改良区の損失額に原告の賦課面積割合を乗じて得られる額の損害）を被ったということもできない。

よって、その余の点（本件改良区に転用決済金の徴収漏れがあったか否か、被告の本件改良区に対する監督や検査に違法な点があったか否か等）について判断するまでもなく、原告の国家賠償請求は理由がない。

イ 本件控訴審の提起について

令和6年10月31日、請求人は原判決を不服とし、名古屋高等裁判所に控訴

した。

ウ 県の応訴について

県は、令和6年12月4日、控訴棄却を求める方針を決定した。

エ 本件判決の確定について

令和7年3月25日、名古屋高等裁判所は、本件控訴を棄却した。

その後、民事訴訟法第313条の規定により準用する同法第285条に規定する期間内に原告が上告しなかったことから、本件判決は、同法第116条の規定により、判決書の送達を受けた日から2週間の経過をもって確定した。

オ 訴訟代理人に対する着手金の支払いについて

(ア) 訴訟委任契約について

県は、本件控訴へ対応するため、令和6年12月24日、県が選定した弁護士（以下、「当該弁護士」という。）との間で訴訟委任契約を締結した。

岐阜県訴訟事務処理要領では、訴訟代理人は、訴訟所管課から「訴訟代理人選任依頼書」の提出を受けた法務・情報公開課が選任することと定められている。

本件控訴審では、令和6年12月4日に農地整備課から法務・情報公開課に「訴訟代理人選任依頼書」が提出され、第一審において訴訟代理人であった当該弁護士が引き続き受任することとなった。

(イ) 着手金の支払いについて

訴訟委任契約に基づき、県は当該弁護士に対し、令和7年1月21日、着手金33万円を支払った。

金額は、「岐阜県弁護士報酬支払基準」に基づき決定されている。

なお、終結料は、当該弁護士と協議の結果、発生しなかった。

(3) 令和7年勤勉手当の支給について

ア 勤勉手当支給に係る法令・条例の規定

岐阜県において、勤勉手当は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下、「条例」という。）第25条第1項に基づき、6月1日及び12月1日（以下、これらの日を「基準日」という。）に在職する職員及び基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員に、勤務成績に応じて支給される。

そのうえで、基準日に在籍する職員のうち、勤勉手当の支給対象とならない職員を、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（以下、「施行規則」という。）第55条及び第56条で定めている。

イ 支給対象外職員について

施行規則第55条及び第56条に規定されている、勤勉手当支給対象外となる職員は次のとおりである。

- (ア) それぞれの基準日に在職する職員のうち、対象外となる職員(第55条)
- ・休職者
有給、無給に関わらず休職にされているものをいう。ただし、公務又は通勤に起因する傷病による休職者を除く。
 - ・停職者
地方公務員法第29条第1項の規定（法令違反、職務上の義務違反、非行等による停職の場合）により停職にされている職員
 - ・専従休職者
地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定（職員団体への従事）により専従休職の許可を受けている職員
 - ・非常勤職員
条例27条の規定（非常勤職員の給与）の適用を受ける職員
 - ・休業者
教育公務員特例法第26条の規定（大学院修学休業）による休業の許可又は地方公務員法第26条の5の規定（自己啓発等休業）並びに地方公務員法第26条の6の規定（配偶者同行休業）による休業の承認を受けている職員
 - ・派遣職員
公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により公益的法人等へ派遣され専ら派遣先団体の業務に従事している職員
 - ・育児休業者
育児休業法第2条第1項の規定（育児休業の承認）により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第6条の3第2項の規定に該当する基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
- (イ) それぞれの基準日前一ヶ月以内の退職者又は死亡者のうち、対象外となる職員（第56条第1項）
- ・退職又は死亡した日に上記（ア）の各号のいずれかに該当する者
 - ・その退職の後、基準日までの間において条例適用職員、行政執行法人の職員のうち人事委員会の定める者又は特別職に属する県の職員になった者（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等である非常勤である者は除く。）
 - ・その退職に引き続き次に掲げる者（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等である非常勤である者は除く。）となったもの。

ただし、勤勉手当に相当する手当が支給されないものについては、この限りではない。

- ① 国家公務員又は職員以外の地方公務員のうち人事委員会の定める者
- ② 行政執行法人の職員のうち人事委員会の定める者
- ③ 特定一般地方独立行政法人等職員のうち人事委員会の定める者
- ④ 退職派遣職員のうち人事委員会の定める者

ウ 成績率の決定と支出について

勤勉手当の支給額は、職員の区分に応じて算出される勤勉手当基礎額に、職員の勤務期間による割合（以下、「期間率」という。）に職員の勤務成績による割合（以下、「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額と規定されている。

勤勉手当に係る成績率は、基準日ごとに定められた割合の範囲内で任命権者が定めることとされているが、知事部局においては「期末手当・勤勉手当支給事務取扱要領」において成績率の決定は人事課で行うと定められている。人事課で成績率を決定した後、当該決定に基づき算出した支給金額を、総務事務センターにおいて支出している。

(4) 対象者について確認した事実

- ア D、I、J、L、Mの5名は、令和7年3月31日以前に退職又は休職しているため、令和7年勤勉手当は岐阜県から支給されていない。
- イ 上記ア以外の本県から勤勉手当が支給された職員（B、C、E、F、G、H、K、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y）について令和7年勤勉手当対象期間の勤務状況を確認したところ、勤勉手当の基準日（夏季が6月1日、冬季が12月1日）に在籍し、施行規則第55条及び第56条に該当しないことが確認された。

2 関係法令等

(1) 土地改良法〔昭和24年法律第195号〕

（報告の徴収及び検査）

第132条 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第95条第1項の規定により土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2 農林水産大臣は、連合会に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款

を遵守させるために必要があると認めるときは、連合会からその事業に関し報告を徴し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

3 前2項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違反行為に対する措置)

第134条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第132条第1項又は前条第1項の規定により報告を徴し、又は検査を行つた場合において、当該土地改良区又は土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、これらの者に対し必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区に対し、期間を指定して、その役員の一部又は一部の改選を命ずることができる。

3 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

(2) 地方公務員法〔昭和25年法律第261号〕

(服務の根本基準)

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務に専念する義務)

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(3) 国家賠償法〔昭和22年法律第125号〕

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについ

て、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

- 2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

(4) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年10月1日条例第29号）

(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（第23条第2項の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

ロ 第5条の2に定める職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（第23条第2項の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第23条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第25条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(5) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和32年11月1日人事委員会規則第6号）

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第55条 条例第25条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（条例第25条第5項において準用する条例第24条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- 一 休職にされている者（第53条第2項第三号イの休職者を除く。）
- 二 第47条第5項第4号から第6号まで及び第8号から第10号までのいずれかに該当する者
- 三 派遣職員
- 四 育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第6条の3第2項に規定する職員以外の職員

第56条 条例第25条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されないものについては、この限りでない。

- 一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者
 - 二 第50条第2号及び第3号に掲げる者
- 2 第52条の規定は、前項の場合に準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第57条 条例第25条第2項に規定する割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第57条の5に規定する職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第57条の2 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の

区分に応じて、別表第7の2に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務時間)

第57条の3 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。ただし、除算する期間の合計期間が1日未満である場合は、この限りでない。

一 第47条第5項第4号から第10号までに掲げる職員（同項第6号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間（同項第7号に掲げる職員については、第53条第2項第2号イ及びロに掲げる育児休業の承認に係る期間を除く。）

二 休職にされていた期間（第53条第2項第3号イに掲げる期間及び同号ロの休職の期間のうち人事委員会の定める期間を除く。）

三 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

四 条例第13条の規定により給与を減額された期間（介護休暇（第6号に該当する場合を除く。）及び介護時間（第7号に該当する場合を除く。）の承認並びに組合休暇の許可を受けていた期間を除く。）

五 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から週休日、条例第37条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

六 条例第47条第1項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

七 条例第47条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

八 育児休業法第19条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

九 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その全期間

十 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その全期間

十一 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第57条の4 第54条第1項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員と

して在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

(勤勉手当の成績率)

第57条の5 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロに掲げる職員以外の職員 100分の315 (条例第23条第2項の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員 (以下この条において「管理監督職員」という。) にあつては、100分の375)

ロ 条例第5条の2に定める職員 100分の212.5

二 定年前再任用短時間勤務職員 100分の100 (管理監督職員にあつては、100分の120)

(6) 岐阜県土地改良区等検査実施要領

(検査の種類)

第5 検査は次のとおり実施するものとする。

(1) 定期検査は、土地改良区等を対象として、原則3年に1回行うものとする。

(2) 特別検査は、知事が特に必要と認めた場合に行うものとする。

3 監査対象機関の見解等

監査の中で確認した、本件監査請求に関する法務・情報公開課、農地整備課の見解等は、次のとおりである。

(1) 法務・情報公開課の見解等について

ア 弁護士を選任した理由

次のとおり、応訴及び弁護士選任の必要性を認めたため。

(1) 応訴の必要性

ア 訴訟所管課は、本件控訴は棄却されるべきであるとの考えであること。

イ 一審判決において原告の請求が棄却されたことを踏まえると、当該課としては上記アの考えを否定する理由が見当たらなかったこと。

(2) 弁護士選任の必要性

- ア 訴訟所管課から当課に対し、弁護士を選任依頼がなされたこと。
- イ 次の3点により弁護士を選任する必要性があると判断したこと。
 - ① 県の法的主張の妥当性を外部の専門家の視点から検証できること。
 - ② 県の法的主張を訴訟において適切に行うことが担保できること。
 - ③ 本件控訴は類型的な事案ではなく、慎重な対応が求められること。

(2) 農地整備課の見解等について

ア 法務・情報公開課へ弁護士を選任を依頼した理由

訴訟の遂行には、争点を整理し法的責任の有無や主張の立証、答弁書や意見書の作成、裁判所での口頭弁論など、高度な法律知識と技術を要する。

多岐にわたる行政事務を行う職員は、訴訟の代理人となることを前提とした専門的な知識や経験を備えているわけではなく、通常業務を行いながら訴訟に対応することは困難であり、訴訟代理人として弁護士を選任を依頼する必要がある。

第4 監査委員の判断

措置請求書及び陳述並びに実施した調査により確認した事実を踏まえ、請求人の主張について、以下のとおり判断した。

1 判断の理由

請求人は、陳述において、県の検査要領の内容が不十分であること、土地改良法第134条違反基準が策定されていないこと、県による違反役員への指導が行われていないこと等について、土地改良法第132条及び第134条に基づく指導監督等が実効的に行われておらず、県の制度的不作為であり不当であると指摘した。

そして、こうした制度的不作為（非財務会計行為）が原因でその結果生じた、弁護士報酬の支出及び勤勉手当の支給（財務会計行為）は、原因行為が著しく不当であるため、これらの財務会計行為は著しく不当であると主張しており、財務会計行為にかかる具体的な違法性・不当性の指摘はなかった。

請求人は、措置請求書において本件財務会計行為の不当性を主張しているが、その核心は、本件財務会計行為の前提となる土地改良法第132条及び134条に基づく県の指導や検査事務（非財務会計行為）の違法性を争うものであると言える。

土地改良事業をはじめ、あらゆる行政施策は、その帰結として公金支出その他財務活動を伴うが、その帰結部分たる財務活動を捉えて、原因となる非財務会計行為のすべてを住民監査請求の対象とすることが広く是認されるとなると、法第242条

第1項に定める財務会計行為上の行為のいずれにも該当しない、およそ広範かつ多岐にわたる行政作用一般を争うことができることとなり、財務会計上の行為に限定されている住民監査請求の制度趣旨を逸脱する。

この点、後行の財務会計行為が財務会計法規上の義務違反となる場合については、最高裁判所判例（平成4年12月15日）において、原因行為が「著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合」との判断基準が示されている。

県は検査要領に基づき、土地改良区Aに対して、平成29年度、令和2年度及び令和6年度の3年に一度定期検査を実施しており、さらには平成27年度と令和元年度には特別検査も実施している。請求人は、県の検査要領が、国や他県の土地改良区等検査実施要領と比較し不十分であることや違反基準が策定されていないこと等が制度的不作為であり職務怠慢状態であると主張するが、どのような要領を整備し、運用するかは、県に政策的かつ技術的な見地から広範な裁量を与えられており、県の検査監督等の方法が著しく合理性を欠き予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとまで認めることはできない。請求人の主張は、県の指導や検査に対する異議や意見に過ぎない。

また、弁護士報酬の支出において、県が本件財務会計行為である弁護士費用を負担した理由は、県の法的主張の妥当性を外部の専門家の視点から検証することで、県の法的主張を訴訟において適切に行うことが担保でき、また類型的な事案ではなく慎重な訴訟対応が必要なためというものであった。専門的な対応を行いながら、職員の時間的・精神的な負担への配慮が求められる訴訟事務において、弁護士を選任するこうした理由が裁量権を逸脱したものとは認められない。また、請求人も指摘しているとおり、弁護士の選任自体は違法なことではない。

勤勉手当の支給についても、請求人は、職務怠慢状態にあった関係職員24名に対して勤勉手当を支給することは制度趣旨に反し不当な支出であると主張しているが、監査の結果、対象者24名のうち、令和7年3月31日以前に退職又は休職している職員（D、I、J、L、Mの5名）については、令和7年中に勤勉手当が支給されていないので本件監査の対象外である。

勤勉手当は、条例及び施行規則に基づき支給されるが、勤勉手当の支給対象となった職員については、基準日に在籍していることが確認され、施行規則第55条及び第56条に該当する停職や休職等の支給対象外事項にも該当しておらず、不支給とすべき事情はなかった。したがって勤勉手当の支給についても、違法又は不当な公金支出とは認められない。

2 結論

以上のことから、本件財務会計行為に違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がない。

よって、本件請求を棄却する。